

工事施工状況報告書の提出について

令和 7 年 4 月 1 日

上越市建築基準法施行細則第 6 条においては、「建築基準法第 6 条第 1 項の確認済証の交付を受けた建築物の工事監理者及び工事施工者は、同項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる建築物の基礎の工事が完了したとき及び各階の主要構造部の工事が完了したとき又は同項第 3 号に掲げる建築物（建築基準法第 5 条の 6 の規定の適用があるものに限る。）の基礎の工事が完了したときは、工事施工状況報告書（第 6 号様式）に建築基準法施行規則第 4 条第 1 項に規定する完了検査申請書の第四面を添えて、当該工事が完了した日から 4 日以内に建築主事に提出しなければならない。」とされています。

報告が必要な工事が完了しましたら、完了した日から 4 日以内に施工状況報告書に必要書類を添えて建築主事に提出してください。

なお、指定確認検査機関で確認済証の交付を受けた場合においても、当市の建築主事に施工状況報告書の提出が必要となりますのでご注意ください。

【報告が必要な工事】

法第 6 条第 1 項の区分	報告が必要な工事	報告対象規模
第 1 号	・ 基礎の工事 ・ 各階の主要構造部の工事	・ すべて報告が必要
第 2 号		
第 3 号	・ 基礎の工事	・ 木造で 50 ㎡を超えるもの （ただし、用途地域の指定のない地域は 100 ㎡を超えるもの） ・ 鉄骨造等で 30 ㎡を超えるもの

(注)「鉄骨造等」とは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、石造、れんが造、コンクリートブロック造及び無筋コンクリート造をいう。

【提出図書】

① 上越市建築基準法施行細則 第 6 号様式 **「工事施工状況報告書」**

※ 鉄骨造建築物等で階数が 3 以上又は延べ面積が 500 ㎡を超える建築物の鉄骨工事に関する報告については、建築主事が別に指定する「工事施工状況報告書追加書類」を添付してください。

② 建築基準法施行規則 第 19 号様式 **「完了検査申請書の第四面」**

※ **なお、施工状況報告時には軽微な変更の図書の添付及び、工事完了時の写真の添付は不要です。**

【提出方法】 下記のいずれかの方法

○ 「上越市電子申請システム」による提出

URL https://apply.e-tumo.jp/city-joetsu-niigata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=13390

QR コードは、次のとおりです。



○ 窓口への提出 提出部数：1 部 提出場所：上越市役所（第一庁舎 3 階）建築住宅課

【お問合せ先】 上越市 都市整備部 建築住宅課 審査係 電話番号 025-520-5784